

交付申請時の提出書類チェックリスト（業種別課題対応コース）

【情報通信業・宿泊業】

申請期限：令和8年11月30日（月）PM5：00まで ※電子申請の場合もPM5：00までです。

※国の予算に制約されるため、予告なく受付を締め切る場合があります。

<提出書類> ※必須書類が不足していると受付できない場合がありますので、申請前によくご確認のうえ申請をお願いします。

1	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 様式第1号
2	<input type="checkbox"/> 事業実施計画	<input type="checkbox"/> 様式第1号別添 <input type="checkbox"/> 同(統紙1) <input type="checkbox"/> 同(統紙2-5 (1頁目)) <input type="checkbox"/> 同(統紙2-5 (2頁目)) <input type="checkbox"/> 同(統紙3) <input type="checkbox"/> 同(統紙4) <input type="checkbox"/> 同別添別紙1 【賃上げ加算を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 様式第1号別添別紙2「賃金引上げ対象労働者一覧」
3	年次有給休暇の時事指定の整備状況を確認するための資料 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇管理簿の写し <input type="checkbox"/> 就業規則の写し ※労働者10人以上の労働者を使用している事業場は必須。	<input type="checkbox"/> 労基則24条の7に基づく、時季、日数及び基準日が明らかでないもの(指定事業場における全ての労働者分) ※10日以上年休が付与される労働者がいない場合も、上記労基則24条の7に基づく項目欄が設けられている管理簿(フォーム)の提出が必要で ず。なお、全員分の作成を確認できる範囲において、提出は年休管理簿の一部分でも構いません。 <input type="checkbox"/> 全ての指定事業場のもの(雇用形態別に作成している場合は、全雇用形態のものを提出すること) <input type="checkbox"/> 監督署の受理印があるもの <input type="checkbox"/> 労基法39条7項に基づく、年休の時事指定の対象となる労働者の範囲及び時事指定の方法等について記載があるもの
4	成果目標① 「時間外・休日労働時間数の縮減」 ※成果目標①と②は同時選択 できません。	<input type="checkbox"/> 初めに選択する事業主 <input type="checkbox"/> 令和8年4月1日以前2年間における月45時間を超える時間外労働の実態が確認できる資料(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間) <input type="checkbox"/> 36協定届(特別条項付)の写し <input type="checkbox"/> イ(2回目)令和7年度に「時間外・休日労働時間数の縮減」を成果目標として設定し、助成金の支給を受けた事業主 <input type="checkbox"/> 令和8年4月1日以前1年間における月45時間を超える時間外労働の実態が確認できる資料(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間) <input type="checkbox"/> 36協定届(特別条項付)の写し
5	成果目標② 「所定外労働時間の削減」 ※成果目標①と②は同時選択 できません。	<input type="checkbox"/> 36協定届の写し <input type="checkbox"/> 所定外労働時間の削減予定月の前年同月の実績がわかる資料 <input type="checkbox"/> 全ての指定事業場における該当者のもの <input type="checkbox"/> 賃金台帳及びタイムカード等、労働時間が確認できるもの <input type="checkbox"/> (1年単位の变形労働時間制の場合) 当該制度に係る労使協定 ※当該期間において、いずれの労働者についても月45時間(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間)を超える時間外労働の実績が 全くない場合、本成果目標を選択することはできません。 <input type="checkbox"/> 交付申請時点で有効な全ての指定事業場のもの <input type="checkbox"/> 指定事業場ごとの全ての対象者(管理監督者等を除く)の所定外労働時間の削減予定月の前年同月の賃金台帳及びタイムカード等、労働時 間が確認できるもの <input type="checkbox"/> 労働者1人あたりの時間外労働時間数の算出根拠が確認できる資料(様式は任意) 支給要領P. 14の計算式を参照
6	下記成果目標共通 成果目標③ 「年休の計画的付与と制度の導入」 成果目標④ 「時間単位年休及び特別休暇の導入」	<input type="checkbox"/> 就業規則の写し <input type="checkbox"/> 就業規則の写し 【労働者10人未満で就業規則を作成していない事業場】 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書の写し <input type="checkbox"/> 労働者全員分のもの
7	成果目標⑤ 「9時間以上の勤務間インターバルの導入」	<input type="checkbox"/> 令和8年4月1日以前2年間における月45時間を超える時間外労働の実態が確認できる資料(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間) <input type="checkbox"/> 就業規則の写し 【労働者10人未満で就業規則を作成していない事業場】 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書の写し <input type="checkbox"/> 全ての指定事業場における該当者のもの <input type="checkbox"/> 賃金台帳及びタイムカード等、労働時間が確認できるもの <input type="checkbox"/> (1年単位の变形労働時間制の場合) 当該制度に係る労使協定 ※当該期間において、いずれの労働者についても月45時間(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間)を超える時間外労働の実績が 全くない場合、本成果目標を選択することはできません。 <input type="checkbox"/> 全ての指定事業場のもの 就業規則に労働条件を個別に定める旨の規定がある場合 <input type="checkbox"/> 追加して労働条件通知書の写し(労働者全員分) <input type="checkbox"/> 労働者全員分
8	【加算制度①】 賃金の引上げ	<input type="checkbox"/> 賃金台帳の写し <input type="checkbox"/> 就業規則(賃金規定)の写し <input type="checkbox"/> 月給者の時間換算額が算定できるもの <input type="checkbox"/> 賃金引上げ対象者全員の交付申請前1か月分 <input type="checkbox"/> 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されているもの ※交付申請前1か月分の賃金台帳で支払い実績がない労働者は対象にできません。 <input type="checkbox"/> 【労働者10人未満で就業規則を作成していない事業場】 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書の写し(賃金引上げ対象労働者全員分) <input type="checkbox"/> 月平均所定労働時間が確認できる資料(労働条件通知書、年間勤務カレンダー等) <input type="checkbox"/> 時間換算額を算出した計算式を記したのもの
9	【加算制度②】 割増賃金率の引上げ：加算額25万円	<input type="checkbox"/> 賃金台帳の写し <input type="checkbox"/> 就業規則(賃金規定)の写し <input type="checkbox"/> 賃金台帳の写し <input type="checkbox"/> 就業規則(賃金規定)の写し <input type="checkbox"/> 割増賃金率の引上げ対象者全員の交付申請前1か月分 <input type="checkbox"/> 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されているもの <input type="checkbox"/> 【労働者10人未満で就業規則を作成していない事業場】 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書の写し(賃金引上げ対象労働者全員分)
10	【加算制度②】 割増賃金率の引上げ：加算額75万円 月45時間を超える月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上、かつ、労働者1人あたり10時間以上削減	<input type="checkbox"/> 賃金台帳の写し <input type="checkbox"/> 就業規則(賃金規定)の写し <input type="checkbox"/> 令和8年4月1日以前2年間における月45時間を超える時間外労働の実態が確認できる資料(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間) <input type="checkbox"/> 全ての指定事業場における該当者のもの <input type="checkbox"/> 賃金台帳及びタイムカード等、労働時間が確認できるもの <input type="checkbox"/> (1年単位の变形労働時間制の場合) 当該制度に係る労使協定 ※当該期間において、いずれの労働者についても月45時間(1年単位の变形労働時間制の場合は月42時間)を超える時間外労働の実績が 全くない場合、本成果目標を選択することはできません。

交付申請時の提出書類チェックリスト（業種別課題対応コース）

【情報通信業・宿泊業】

申請期限：令和8年11月30日（月）PM5：00まで ※電子申請の場合もPM5：00までです。

※国の予算に制約されるため、予告なく受付を締め切る場合があります。

<提出書類> ※必須書類が不足していると受付できない場合がありますので、申請前によくご確認のうえ申請をお願いします。

11	長時間労働恒常化特例 ※申請は任意  <input type="checkbox"/> 36協定届(特別条項付)の写し	<input type="checkbox"/> 交付申請日を含む過去2年間にわたり有効期間が1日も途切れておらず、かつ、特別延長時間が1か月60時間を超えていることを示す36協定
12	<input type="checkbox"/> 見積書の写し ※ウェブ画面のプリントアウトは見積書になりません。	<input type="checkbox"/> 審査期間中（交付申請後おおむね1か月）有効であるもの <input type="checkbox"/> 製品名、型番、費用の内訳等の記載があるもの（「一式」は不可。） <input type="checkbox"/> 見積業者が申請代理人等でないもの
13	<input type="checkbox"/> 相見積書の写し ※ウェブ画面のプリントアウトは見積書になりません。	<input type="checkbox"/> 審査期間中（交付申請後おおむね1か月）有効であるもの <input type="checkbox"/> 製品名、型番、費用の内訳等の記載があるもの（「一式」は不可。） <input type="checkbox"/> 見積業者が申請代理人等でないもの  【相見積書を提出できない場合】 <input type="checkbox"/> 申立書（提出できない理由等を記載したもの）※任意様式 <input type="checkbox"/> 同一仕様品の見積書等、金額の適正性が確認できるもの
14	<input type="checkbox"/> 取組内容が確認できる資料	【設備機器等の新規導入の場合】 <input type="checkbox"/> 導入する機器等の内容（仕様や特徴）が確認できるカタログ等  【設備機器等の更新(買替等)の場合】 <input type="checkbox"/> 導入する機器等の内容（仕様や特徴）が確認できるカタログ等 <input type="checkbox"/> 現有機器の仕様が確認できるもの （仕様書等、設備機器の更新により、機器の性能が上がる結果、労働能率の増進に資することが確認できる資料）  【研修・コンサルティングの場合】 <input type="checkbox"/> 実施内容、時間数等が具体的に確認できるもの
15	<input type="checkbox"/> 助成金振込希望口座の通帳写し ※助成金を確実・迅速にお支払いするため、ご提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> 通帳がある場合：表紙見開き、1ページ目 <input type="checkbox"/> 通帳がない場合：金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）がわかる箇所

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F  
兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課  
TEL：078-367-0700 / FAX：078-367-9050  
E-mail：hyogo-kikaku@mhlw.go.jp  
※メールは追加資料の受信専用です。申請や質問はできません。  
※件名に助成金名と申請事業者名を入れて下さい。